



4/1より育児関連の新しい給付金制度が始まります

新年度のスタートとともに、雇用保険による育児関連の新設の給付金制度が始まります。申請時の必要情報や添付書類等の要点をまとめてみました。ご対応の準備をすすめる中、ご不明点等がございましたらぜひ弊社へご相談いただければ幸いです。



出生後休業支援給付金

対象者	出生時に両親が育児休業を取得する方
支給要件	出生日(もしくは出産予定日)から8週間(もしくは16週間)以内に、両親共に14日以上(※1)の休業を取得
申請時期	育児休業給付金等の初回申請時
支給金額	休業開始時賃金日額の最大13%※2(最大28日)
必要情報	配偶者の育休期間や雇用保険被保険者番号等(配偶者の状態によって添付書類が必要となる場合があります。例)住民票や確定申告書等)

育児時短就業支援給付金

対象者	2歳未満の子を養育しながら時短勤務する方※1
支給要件	時短勤務開始前と比較し賃金が低下※2
申請時期	2か月毎
支給金額	時短就業中に支払われた賃金の最大10%
必要情報	賃金情報(賃金台帳等)、時短勤務を証明する書類(労働条件通知書等※3)

※1 時短制度の利用以外にも、所定の労働日数・時間の変更や、社員からパートへの転換による勤務時間も減少、転職を伴う勤務時間の減少も時短勤務として取り扱われます。

※2 4/1以前より時短勤務を開始している場合も対象となります。

※3 労働条件通知書の添付が困難な場合、別の証明書に代える事も可能です。

※1 4/1以前より休業開始している場合は4/1～出生8週間内が対象となります。
※2 育児休業給付金と併せて最大80%(手取りで約10割)となります。

仕事と育児の両立をサポートする企業さまへ

■ 育児関連の法改正について、わかりやすい解説を見ることができます！

「育児休業制度特設サイト」厚生労働省 →改正ポイントの解説等が見られます。従業員向けの案内としても利用しやすいサイトです。
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/ikuji/

■ 育児休業の取得促進や、雇用環境の整備に取り組む企業への支援があります！

助成金を利用して手当を拡充したり、認定マークを取得してアピールする事で若い世代の採用強化へ繋げる方法がございます。
・厚生労働省 両立支援助成金「育休中等業務代替支援コース」→休業者や時短勤務者の代替人員の確保や代替に対する手当支給を支援します。
・東京しごと財団「働くババママ育業応援奨励金」→男性・女性で各1回利用する事ができます。最大支給金額が大きい事が特徴です。
・厚生労働大臣認定「くるみんマーク」→一般事業主行動計画の目標達成、男性育休取得率の基準達成することで認定を受けられます。



2025年4月 他、主要な法改正情報

「4月1日施行」

- 子の看護等休暇・介護休暇の見直し
取得事由の拡大や労使協定による除外対象者の変更
- 残業免除の対象範囲の拡大
3歳未満→小学校就学前の子を養育する者へ
- 介護離職防止のための個別周知・意向確認の義務化
介護に直面した旨を申し出た労働者や40歳等労働者へ実施
- 失業給付の受給がスムーズに
給付制限期間2か月(自己都合退職) →1か月へ
※教育訓練受講の場合は給付制限解除
- 高齢雇用継続給付の給付率の引き下げ
最大15%→最大10%へ
- 雇用保険料率の引き下げ
14.5/1000へ(被保険者負担5.5/1000) ※一般の事業

編集後記

3月に入ってから吉祥寺では2回も雪が降りましたが、この冬、初めての降雪だったよう気がします。花が咲いている梅の木に雪が積もっている様子がとても綺麗でした。最近、我が家でも、昨年に植えておいたチューリップの球根から芽が出てきて、春の訪れを感じます。何色も植えたかすっかり忘れていたので咲いてからの楽しみですね。

発行：社会保険労務士法人 MRパートナーズ むさしの労政
武蔵野市吉祥寺本町1-10-31 NMF吉祥寺本町ビル4F
★バックナンバーはHPでも見ることができます
<http://www.rousei.com>

